参考資料１

委員宛書面照会事項（平２０．１１．２７実施）

協議事項１　国の「緊急医師確保対策」に基づく栃木県の自治医科大学定員増に伴う負担金について

(1) 経緯

国の「緊急医師確保対策」に基づく栃木県の地域枠（５人のうち３人）を平成２１年度から自治医科大学で受け入れることについて、本年６月に全国知事会として承認した。

その際、栃木県の負担金額の妥当性について、付帯意見付きの都道府県があったため、運営小委員会で継続協議することとなった。

＜各都道府県の意向＞（兵庫県と栃木県を除く）

区　　分	了　承	付帯意見付き了承	了承せず	回答保留	関与せず
都道府県数	２６	１７	０	１	１

主な付帯意見の内容

① 都道府県間の負担の公平性の観点から、負担金額（2,260 万円）は不適当

② 対象府県の選定に関し公平を期すべき　（→　他県からの依頼なし）

・自治医科大学設立の趣旨から、全都道府県の希望を聞いて公平に配分すべき

・栃木県以外から要請があれば３名を分け合うなど誠意をもって対応すべき

(2) 負担金額の検討

栃木県は、当初授業料相当額のみ負担することとしていたが、１７都道府県の意見を踏まえ、負担金額の新たな案を提示している。

区　分	１人当たり６年間の負担額	考　え　方
栃木県の当初案	２２，６００千円	授業料相当額を負担
都道府県の付帯意見（主な提案）	３２，８００千円	各府県の３人目養成に係る増額負担金（１人当たり年間 170 万円、6 年間で 1,020 万円）を授業料相当額に加える。
	６２，２４０千円ほか	各府県の運営負担額(均一 12,700 万円)から負担額を算出すべき
栃木県の新たな案	２６，２００千円	授業料相当額に生活費相当額 360 万円／人･6 年間を追加。 ※３６０万円は自治医大の返還義務付き奨学金の額。その額を負担することにより、同大学の教育環境の整備等に活用されることを期待

(3) 委員長提案

授業料相当額及び生活費相当額として２７，６００千円を栃木県の負担額とする。

理由：①緊急医師確保対策に基づく地域枠に関し、都道府県が設定すべき奨学金は学費及び生活費相当額とされていること

②自治医科大学は学生の修学を支援するため奨学金制度を有しており、その奨学金の貸与額が、栃木県の負担すべき生活費と見なすことができること

③本来学生が負担すべき生活費を自治医科大学が奨学金の形で肩代わりしている分について、栃木県が負担することで、大学の運営支援になること（大学が貸与する奨学金は、学生の卒業後大学に返還される）

積算根拠：

授業料相当額　２２，６００千円

生活費相当額　　５，０００千円（@69,129×12 月×6 年間）

２７，６００千円

自治医科大学から学生に貸与される奨学金は、月額５万円が基本であるが、加算制度があり、５万円、７万５千円、１０万円の貸与が行われている。今年度の平均貸与額は６９，１２９円である。

貸与月額	５万円	７万５千円	１０万円	貸与者計
人　　数	２７８人	７５人	１５８人	５１１人

（参考）

各府県の提案への意見

①都道府県の均一負担額（１２７，０００千円）をもとにして栃木県の負担額を求める提案があったが、１２７，０００千円は大学の運営全体に対する負担額であり、今回の定員増で施設整備等は必要ないことから、その額をもとにして負担額を求めるのは適当でない。

② 昨年度決定した３名入学県の追加負担額（年額１，７００千円）を授業料相当額に加えた額を栃木県の負担額とする提案があったが、1，７００千円は、定員 10 名増に伴う自治医科大学の追加所要額をもとに、全都道府県に受益がある３名配分の負担額として設定されたものであり、栃木県のみが受益を受ける今回の負担額の根拠とするのは適当ではない。

また、１，７００千円は、３名目入学者の授業料相当額（２，２６０千円）の内数と位置づけられることから、授業料相当額に３名入学県の追加負担額を加えるのは適当でない。

協議事項２　第１次試験の試験地の見直しについて

(1) 経緯

昨年度の運営小委員会において、佐賀県から、入学志願者の出身高校の所在する都道府県を第１次試験の試験地とする現行制度を改め、出身高校校所在地に加え、入学志願者の出身地を第１次試験地とするとの提案があった。

平成１９年１２月に全都道府県を対象にアンケートをとったが、賛否が分かれたため、継続協議となっている。

(2) アンケートの結果（H19 年 12 月実施）

区　分	都道府県数	意　　見
提案に賛成	２６	・志願者の多様化、優秀な学生確保、義務離脱防止、地元定着率向上等が期待できる。 ・保護者の居住地の方が卒業後勤務の円滑化、義務明け後の定着率向上につながる。 （出身地の基準、確認方法等十分な検討が必要との付帯意見あり）
現行でよい	１１	・県外高校進学者のみが試験地を２箇所から選択でき、受験生間の不均衡が生じる。 ・卒後の義務離脱や義務年限終了後の地元定着に影響が出る。 ・事務の増大や困難性が生じる
そ の 他	１０	・必要性は理解するが、出身地の基準、確認方法等が検討課題 ・受験生間の不均衡が生じる（県外の高校進学者のみ試験地の選択が可能となる） ・第１次試験地の要件を撤廃し、出願先の都道府県で義務年限を履行する制度にしてはどうか。

(3) アンケート結果の論点

①　見直しの必要性（現行制度にどのような支障があるのか。）

・保護者の住所地（地元）での受験ができないために、自治医科大学を受験しないケースが想定される。

・他県の進学高校からの受験者の中には、愛着のない県で勤務することとなる場合がある。

②　見直しによる受験生間の不均衡

・県外高校進学者のみ試験地を２カ所から選択でき、県内高校進学者と不均衡を生じるが、この不均衡を容認するのかどうか。

・不均衡とならないよう、県外高校進学者の試験地を出身地（保護者の住所地）に限定することも考えられるが、それが妥当か。

③　出身地の基準

・出身地の基準として例えば次のようなものが考えられる。

ａ　出願時に保護者が居住する都道府県。（ただし、居住都道府県が過去一定期間（例えば３年）以上同一である場合に限る。）

ｂ　出身の小・中・高校を通じて最も長期間居住した都道府県

④　事務量の増大

・出身地の確認や二重応募の確認のため、都道府県の事務が増大するが、対応可能か。

(4) 今後の取り組みについて

上記の論点についてご意見をいただき、取り扱いについて次回の委員会において再度協議することとする。